

平成 30 年 7 月 28 日

各 位

大阪市北区豊崎三丁目 19 番 3 号
株式会社日本ヴェルテック

行政処分に関するお詫びとお知らせ

弊社は営業活動に関し、お客様に対し担当者が電話にて弊社商品の説明をした際、既にお断りの意思表示をされたお客様に対し商品の説明を継続する行為をいたしました。この行為が再勧誘の禁止にあたり、大阪府知事より以下の行政処分を受けましたのでお知らせいたします。

お客様及び関係各位の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、今回の処分を厳粛に受け止め、今後は全社員が法令順守と再発防止に全力で取り組んで参ります。

記

1、行政処分の内容

宅地建物取引業務の全部の停止

2、主な違反の条項

宅地建物取引業法第 47 条の 2 第 3 項及び宅地建物取引業法施行規則第 16 条の 12 第 1 号二の規定に違反し、宅地建物取引業法第 65 条第 2 項第 2 号に該当

3、行政処分を受けた日

平成 30 年 7 月 20 日

4、業務停止期間

平成 30 年 8 月 3 日～同年 8 月 17 日

5、当該処分に基づき講じた改善策（講じる改善策）

従業員の管理監督の強化

法令順守の為の研修体制の強化

違反従業員への厳罰の強化

以上